

議案第42号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号ウ中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に、「同項第8号」を「同項第3号」に、「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

第2条 大阪市港湾施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第27号を第28号とし、第24号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) クルーズ客船関係車両整理場

第4条第1項中「同項第27号」を「同項第28号」に改める。

第17条第3項中「臨港緑地」を「臨港緑地又はクルーズ客船関係車両整理場」に改める。

第18条第1項第2号ウ中「第2条第1項に」を「第2条第11項に」に、「一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業」を「ガス事業（同条第2項に規定するガス小売事業を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中大阪市港湾施設条例第18条第1項第2号ウの改正規定及び附則第3項から第5項までの規定 平成29年4月1日

(2) 第2条の規定（大阪市港湾施設条例第18条第1項第2号ウの改正規定を除く。）
市長が定める日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大阪市港湾施設条例の規定は、平成28年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 4 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）に係る改正後の条例第18条第1項第2号ウの規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第22条第1項の義務を負う間、同号ウ中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは「ガス小売事業を除く。）」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。
- 5 改正法附則第28条第1項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者（以下「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）に係る改正後の条例第18条第1項第2号ウの規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が改正法附則第28条第1項の義務を負う間、同号ウ中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは「ガス小売事業を除く。）」又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第1項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

平成29年 2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

クルーズ客船関係車両整理場を設置するとともに、臨港道路等の占用料の免除の対象となる工
作物又は物件の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次
第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例 (抄)

(第 1 条による改正関係)

(使用料等の減免)

第18条 次に掲げる使用料等は、免除する。

(1) 省 略

(2) 次に掲げる工作物又は物件に係る占用料

ア - イ 省 略

ウ 水道法 (昭和32年法律第177号)、工業用水道事業法 (昭和33年法律第84号)、下水道法 (昭和33年法律第79号) 又はガス事業法 (昭和29年法律第51号) の規定に基づき設けられた水管 (水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。)、下水道管若しくはガス管 (ガス事業法第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業又は同条第 3 項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る。) を各戸へ引き込む地下埋設管及び電気事業法 (昭和39年法律第170号) 又は電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) の規定に基づき設けられた電線 (電気事業法に基づくものにあつては同法第 2 条第 1 項第10号に規
第17号

定する電気事業者 (同項第 8 号に規定する**特定規模電気事業者**を除く。) がその事業の用
第 3 号 **小売電気事業者**

に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第 1 項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。) の各戸引込線

エ 省 略

2 - 3 省 略

大阪市港湾施設条例（抄）

（第2条による改正関係）

（設置）

第2条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。

(1) - (23) 省略

(24) クルーズ客船関係車両整理場

(24) - (27) 省略

(25) (28)

2 省略

（使用等の許可）

第4条 第2条第1項第1号から第13号までに掲げる施設、同項第19号に掲げる浮棧橋のうち有料のもの（以下「有料浮棧橋」という。）又は同項第27号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料第28号

のもの（以下「有料廃棄物埋立護岸」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。

2 省略

（使用料等）

第17条 省略

2 省略

3 臨港緑地又はクルーズ客船関係車両整理場において、第11条第1項の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

4 - 5 省略

（使用料等の減免）

第18条 次に掲げる使用料等は、免除する。

(1) 省略

(2) 次に掲げる工作物又は物件に係る占用料

ア - イ 省略

ウ 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）又はガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づき設けられた水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管若しくはガス管（ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項第11項ガス事業（同条第2項に規定

に規定する簡易ガス事業 の用に供するものに限る。) を各戸へ引き込む地下埋設管及びするガス小売事業を除く。)

電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき設けられた電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）の各戸引込線

エ 省 略

2 - 3 省 略